

神奈川県環境負荷低減事業活動実施計画のうち  
耕種農業に関する認定及び審査会設置要領

第1条（趣旨）

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定のうち、耕種農業に関する事項について、神奈川県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（以下「計画認定要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条（実施計画の認定申請）

計画認定要領第2の規定による認定時期及び申請の受付は、次のとおりとする。

認定時期	受付期間
6月	前年度1月20日～3月31日及び4月1日～15日
9月	4月16日～7月15日
12月	7月16日～10月15日
3月	10月16日～1月19日

- 2 農業技術センター所長又は各地区事務所長（以下「農業技術センター所長等」という。）は、農業者が実施計画を作成するにあたり、導入技術の妥当性等、積極的に指導、助言を行うよう努める。

第3条（実施計画の認定）

計画認定要領第3の規定による実施計画の審査に当たっては、環境農政局農水産部農業振興課長（以下「農業振興課長」という。）は、耕種農業におけるみどり認定審査会（以下「認定審査会」という。）を開催し、審査を行うものとする。

- 2 農業振興課長は、審査結果について実施区域を所管する農業技術センター所長等に通知するものとする。

第4条（実施計画の変更認定）

計画認定要領第4の規定による実施計画の変更認定は、前条の規定を準用する。ただし、軽微な変更を除く。

第5条（認定審査会）

認定審査会は、次に掲げる関係機関・団体により構成する。

- (1) 農業技術センター
  - (2) 神奈川県農業協同組合中央会
  - (3) その他必要と認めるもの
- 2 認定審査会は、農業振興課長が招集する。
  - 3 審査委員長は、審査委員の互選とする。
  - 4 審査委員長は、必要に応じて、関係する地域県政総合センター又は横浜川崎地区農政事務所及び農業技術センター普及指導部又は各地区事務所から意見を求めることができる。
  - 5 審査内容は第3条及び前条に規定するもののほか、認定審査会が必要と認める事項に関することとする。
  - 6 認定審査会の事務は、農業振興課において行うものとする。

#### 第6条（書類の提出先）

計画認定要領第7の第4項の規定による認定申請の提出に当たっては、受付期間の翌月1日までに受付期間中の申請をとりまとめて農水産部長に進達するものとする。

#### 第7条（その他）

この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業振興課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。